

# 求 職 活 動 申 立 書

枚方市長

私は就労を希望しているため、以下の児童の保育所(園)等における保育の利用（施設等利用給付に係る預かり保育の利用）を申し込みます。入所（利用）後は継続的に求職活動を行い、就労が決定次第、就労証明書と通勤時間申告書を提出します。

また、求職活動を事由として保育所（園）等を利用できるのは、利用決定後に発行される「教育・保育給付認定の決定について（通知）」又は「施設等利用給付認定の決定について（通知）」に記載されている有効期間内であることを了承したうえで申し込みます。

## <注意事項>

- ① 求職活動を事由として保育を利用できるのは、利用開始日から最大90日が経過する日が属する月の末日までです。その後の利用については、利用開始日から最大90日が経過する日が属する月の10日まで（土日祝の場合は前日）に就労証明書と通勤時間申告書を提出された場合のみ、継続して利用することができます。  
（例えば、利用開始日が4月1日の場合は、7月1日以前に就労を開始することを証する書類を6月10日までに提出した場合のみ、7月1日以降の継続利用が可能です。）  
期限内に提出がない場合は退所（※）となります。  
※ 施設等利用給付認定にあつては、認定が終了となり給付対象ではなくなります。
- ② 1月につき実働64時間以上の就労を常態とすることが必要です。
- ③ 就労以外の認定事由が急遽発生した場合等は、すみやかに保育幼稚園入園課へ報告して下さい。

令和 年 月 日

住 所 枚方市

氏名(求職活動者) (自署) \_\_\_\_\_

利用 (希望) 施設名 \_\_\_\_\_

児童名	( 平 ・ 令 年 月 日生 )
児童名	( 平 ・ 令 年 月 日生 )
児童名	( 平 ・ 令 年 月 日生 )